

別表2 (対象経費)

費目	補助対象経費の範囲	摘要
渡航費	倉敷市を起点として、事業地までの往復に係る経費（空港利用料を含む） ただし「目的達成に必要な～」とは、目的達成に必要な最低限度の渡航費をいう。	観光に要する経費は範囲外とする。
滞在費	現地滞在中に係る宿泊費・食費 ただし「目的達成に必要な～」とは、目的達成に必要な最低限度の滞在費をいう。	観光に要する経費は範囲外とする。
通信費	事業の開催を広報する際に要する切手・はがき代・インターネット回線利用料等	10,000円を限度とする。
役務費	クリーニング代	15,000円を限度とする。
借上費	事業に直接使用する会場の借り上げ費・機材借り上げ費、ライセンス料等	事業者への支払を原則とする。
移送費	主に参加外国人の移動にかかる公共交通機関利用運賃等	実費。ただし、一事業あたり5,000円を限度とする。
材料費	資材費、燃料、コピー代、消耗品等（写真代は対象外）	20,000円を限度とする。 ただし、1年間を通して実施する事業は50,000円を限度とする
食材費	調理器具を有する施設において、主に調理を目的とした事業を実施する場合の食材費	実費
食料費	上記食材費以外の飲食にかかる経費	参加人数に500円を乗じた額を限度とする。
講師招聘費	会議等で事業の柱となる人物への講師料、旅費、宿泊費で源泉徴収がなされているもの	実費
研修・会議等参加費	研修・会議に参加するための交通費、宿泊費、参加費	実費
その他	ボランティア保険料など事業の遂行上、協会が必要と認める経費	実費